

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁



審査請求人が平成28年3月3日付けで提起した生活保護法に基づく保護開始申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成28年2月19日付けで審査請求人に対して行った保護開始申請却下決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成28年2月19日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った生活保護法(以下「法」という。)に基づく保護開始申請却下決定処分(以下「本件決定」という。)の取消しを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

不まじめで人間あつかいしてもらえなかった。顔や言葉はまじめでも、内容がないし、本当に生活にこまって生活保護をうけさせてもらったのに、請求人や請求人の母（以下「母」という。）に生活に必要なお金などまったく関係ないとしているので、とてもひどい行為だと思っている。

とくに請求人は昭和60年前後に人に言いたくない医療被害うけている。

すぐにお金出して助けてほしい。本当に外見はわかりにくいかもしれないが（わりあい性格を明るくしようといつも努力している。）母も請求人も。疲れて文も（今もその前も）読めないほどである。ガスも止められて毎日寒く、両手荒れひどく、口もとも、（以前、長い間、唇切れ、血よく出た。）髪ローションと顔、基礎化粧品類と薬あうの買わせてほしい。

毎日の生活費（命に大切な）、請求人と猫2匹（母も老人ホームでほとんど自分のお金与えてもらっていない。）と母の命のお金、いつも助けてもらい（処分庁、その他の優しい方々）千円、2千円と、必しでみじめな生活である。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

(1) 平成28年1月25日付けで、請求人は処分庁に対し、「昭和60年前後～現在までいたる事について。環境問題を中心として。」との理由により、保護開始申請（以下「本件申請」という。）を行ったこと。

(2) 平成28年2月19日付けで、処分庁は請求人に対し、本件決定を行い、通知したこと。同通知書には、却下の理由として「保

護の決定または実施のために必要な医師の検診を受けるべき命に従わなかったため、法第28条第5項に基づき、本件申請を却下します。」との記載があること。

(3) 平成28年4月28日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書（以下「弁明書」という。）には、次の趣旨の記載があること。

ア 平成28年1月25日 請求人が処分庁にて本件申請をする。

イ 平成28年1月29日 請求人宅を家庭訪問し、生活状況等の聞き取り調査を行う。請求人に就労が可能であるか質問をすると、処分庁管内は空気が悪く、口内まで臭いが入ってくるため、将来的には働こうと思っているが、しばらくは仕事には就けないと答える。通院についての話を切り出すと、請求人は興奮し面談できない状態となってしまったため、訪問を終える。

ウ 平成28年2月3日 処分庁内でケース診断会議を開催し、請求人に再度稼働能力について聴取を行ったうえで、稼働能力の活用が可能であるのか、または医療機関への通院が必要なのかを判断し、適切な指導を請求人に行い、請求人が処分庁の指導に従わない場合は本件申請を却下することを決定する。

エ 平成28年2月5日 請求人が来庁したため、請求人に稼働能力の活用を行う事が可能なのか聴取するが、同年1月29日の家庭訪問時と同じく、請求人は処分庁管内の環境が悪いため、将来的には仕事をするが、今は仕事を休みたいと答える。

請求人に対し、一度席を外させてもらう旨を伝えると、請求人は施設に入所している母の所へ行く用事があるため、これ以上は面談を受ける事ができないとのこと。同年2月9日に再度来庁する様に指示する。請求人との面談終了後、現時点で稼働する事は出来ないと請求人が申告しているため、稼働能力確認のための検診命令（以下「本件検診命令」という。）を行うことを決定する。

オ 平成28年2月8日 請求人来庁する。請求人に対し、本件検

診命令書（Aクリニック（心療内科）にて同月19日午前9時30分に受診）を交付する。請求人は検診を受けることに強い拒否反応を示すが、検診に従わない場合は請求人の不利益となる旨を説明する。請求人はAクリニックへの受診については検討すると言いつつ退庁する。

カ 平成28年2月17日 市議員事務所より、請求人宅のガス・水道が停止された旨の相談を受けたと処分庁に報告あり。ガスは確認することが出来なかったため、XXXXXXXXXXに停水状況について確認し、請求人宅はマンション全体に水道水を供給する集合メーターであるため、請求人個人宅を停水する事はないと回答を得る。

キ 平成28年2月19日 Aクリニックより請求人の受診がなかったと報告を受けたため、処分庁が請求人に対し行った、保護の決定または実施のために必要な検診を受けるべき命に従わなかったため、法第28条第5項に基づき、本件決定。

ク 法第28条第1項は、「保護の実施機関は、保護の決定（中略）のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために（中略）当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」と定めている。

これは法第4条第1項に「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定められた、法の基本原理である保護の補足性の要件を要保護者が満たしていることを確認する必要があるためである。

要保護者が法第28条第1項に基づく実施機関の命令に従わない場合、実施機関としては要保護者が真に要保護状態であることを確認できないことから、「保護の実施機関は、要保護者が（中略）医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をする」（法第28条第5項）こととな

る。

本件について言えば、処分庁が、請求人の稼働能力の有無について確認するため、本件検診命令を行ったところ、請求人がそれに従わなかったことから、処分庁としては、請求人の稼働能力の有無及び請求人が利用し得る能力を最低限度の生活の維持のために活用するという保護の要件を満たしていることについて確認できない状態に陥ったことから、法第28条第5項に基づき、本件決定を行ったものである。

なお、処分庁としては、仮に請求人の都合が悪いのであれば、事前に連絡可能なよう、本件検診命令の検診日まで十分な期間をとっていたにも関わらず、請求人は、なんら処分庁に連絡することなく、検診を拒否しており、本件決定に至った原因は請求人自身にあると言わざるを得ない。

(4) 弁明書と同時に処分庁が提出した資料によると、以下の趣旨の内容が認められること。

ア 平成28年1月18日付けのケース記録票には、「請求人来所。現在収入無く、生活保護の相談に来所したとのこと。(中略)保護が廃止されてからは、キリスト教会の寄付や、教会で借りたお金を生活費に充てているが、それだけでは生活出来ないため、家に入っていたチラシの金融業者に頼み、通帳に振り込んで貰っているとのこと。(中略)請求人は今まで、医療機関に受診したことはあるが、医療機関は具合が悪くなった時に行くためのものなので、20～30年前に精神科で医療事故があり嫌な思いをしていることもあり、精神科に受診する事を強く拒否。稼働年齢のため、稼働能力の可否確認で精神科へ検診命令を掛ける事になると説明するが納得せず。(中略)検診命令を行うと説明し伝えたところ、申請書を途中まで記載していたのを中断、本日の申請はしないと申請書を持ち退室する。」との記載があること。

イ 平成28年1月25日付けで処分庁が受理した請求人の資産申告書には、現金が60円、預貯金が併せて9円である旨の記載があること。

ウ 平成28年2月3日付けのケース診断会議記録票には、ケースの状況および経過として「処分庁管内で母と共に保護を受給していたが、一切求職活動・医療機関への通院をしていない状況が続いていた。請求人はなんらかの精神疾患を患っていると思われたため、B病院へ検診を受ける様に命令するが、病院に通院する事を強く拒否し命令に従わなかったため、法第28条第5項により平成27年8月5日付で個人廃止となる。(中略)平成28年1月18日に保護申請のため来所し、申請書に必要事項を記入していたが、検診命令の話になると、申請を取り辞め、申請書を持ち帰る。同月25日に再度来所があったが、申請時点で検診命令について触れなかったため、今回は本件申請を行う。請求人は保護受給中も浪費が激しく、近隣や闇金から借金をしながら生活していたが、保護廃止後は近隣住民やキリスト教会からの寄付で生活をしており、母の話でも請求人は特に生活費は困っておらず、家賃の滞納(契約時の敷金・平成27年9月入居時から現在までの家賃)だけが問題との事。」、会議の要点・内容および結論として、「請求人独力での日常生活に問題がなく、他の実施機関管内の施設に入所している母の見舞いにも毎日行ける体力を有しているため、再度請求人より稼働できるのか、通院が必要なのか聞き取りを行ったうえで、請求人に検診命令もしくは、稼働能力活用の助言指導を行う。検診命令・助言指導に従わない場合は、本件申請を却下する。」との記載があること。

エ 平成28年2月5日付けのケース記録票には、「請求人来所。査察指導員と共に就労可能なのか不可能であるのか請求人に聞き取りをする。請求人は仕事はできるが、現在の処分庁管内の環境が悪いので、将来的には仕事をするつもりだが、今は仕事を休みたいとのこと。(中略)〈検診命令について〉請求人より聞き取りをし、現時点で稼働する事ができないと申告しているため、Aクリニックに同月19日午前9時30分に稼働能力確認のため検診を受ける様に検診命令を行うこととする。」との記載があること。

オ 平成28年2月8日付けのケース記録票には、「請求人来所(中略) Aクリニックへの本件検診命令書を交付する。請求人検診を受ける事につよい拒否反応を示すが、検診に従わない場合は請求人自身の不利益となる旨説明する。請求人受診を検討するとのこと。」との記載があること。

カ 平成28年2月19日付けのケース記録票には、「Aクリニックより請求人来院なしと報告あり。処分庁の本件検診命令に従わないため、法第28条第5項により本件申請を却下する。」との記載があること。

- (5) 平成28年5月13日付けで、審査庁は請求人に対して、前記(3)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求めたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はないこと。

2 判 断

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条において「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第28条第1項は、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条(第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。)の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科

医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」とし、第5項において、「保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。」と定めている。

- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第11の4の(1)は、検診を命ずべき場合について、「次のような場合には、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずること。なお、この場合事前に嘱託医の意見を徴することとし、さらに必要と認められる場合には都道府県本庁(指定都市及び中核市にあつては市本庁とする。)の技術的助言を求めること。」とし、アにおいて、「保護の要否又は程度の決定に当たって稼働能力の有無につき疑いがあるとき。」と定めている。また、(6)において、「検診命令に従わない場合において必要があると認められるときは、法第28条第5項に定めるところにより当該保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を行うこと。」と定めている。
- (4) 局長通知第12の5では、「被保護世帯への指導援助にあたっては、関係部局、民生委員・児童委員、保健所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関、地域包括支援センター、障害福祉サービス事業者、学校、警察等の関係機関と必要な連携を図ること。」と定めている。
- (5) 「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知)第2の2の(3)では、福祉事務所における嘱託医の担当すべき事務について、「嘱託医は、査察指導員、地区担当員等からの要請に基づき医療扶助の決定、実施にともなう専門的判断及び必要な助言指導を行うこと。なお、医療扶助以外の扶助において医学的判断を必要とする

場合にも同様とすること。」と定めている。また、別紙第1号の2の(3)のイでは、「要保護者についての調査、指導又は検診」、エでは、「医療扶助以外の扶助についての専門的判断及び必要な助言指導」と定めている。

(6) 本件についてみると、前記第2の1の(2)から(4)の認定事実のとおり、処分庁は、請求人に対し、稼働能力を把握するため本件検診命令を行ったものの、請求人が従わなかったことから、前記(2)に基づき、本件決定を行ったことが認められる。

(7) 処分庁は、請求人が本件検診命令に従わなかったことから、請求人の稼働能力の有無及び請求人が利用し得る能力を最低限度の生活の維持のために活用するという保護の要件を満たしていることについて確認できない状態に陥ったことから、法第28条第5項に基づき本件決定を行った旨主張する。

これに対し、前記第2の1の(4)のア及びウの認定事実のとおり、本件申請に至る経過についてみると、請求人は、病院への通院を強く拒否し、検診命令に従わなかったことを理由として平成27年8月に保護が廃止されたこと、また、請求人は、平成28年1月18日に保護の相談に訪れた際、処分庁職員より精神科への検診命令を行うことを説明された後、精神科への受診を強く拒否し、保護の申請を取りやめたことが認められる。

これらの経過から、請求人が検診命令を拒む理由については判然としないものの、処分庁は、請求人が何らかの疾患を有していることを想定して検診命令を行うと判断していたものと認められる。また、処分庁は、請求人に対し検診命令を行ったとしても、請求人が再度検診命令を拒否する可能性は十分推測し得たものと認められる。

次に、前記第2の1の(4)のイ及びウの認定事実によると、処分庁は、請求人が就労しておらず近隣住民等からの寄付や借入で生活を維持している状況であって、保護が廃止された平成27年9月以降は家賃を滞納しており、急迫状態とまではいえなくても極めて困窮した状態にあることを把握していたことが認められる。

以上を踏まえると、前記（３）において、要保護者が検診命令に従わない場合に、必要があると認められるときには保護の開始申請を却下することとされているのであるから、処分庁は、単に検診命令を拒否した事実のみをもって保護の要否を判断するのではなく、請求人が検診命令を拒否し続けていたことや困窮の状況について十分に考慮したうえで、保護の要否について判断すべきであったといわざるを得ない。

ところが、処分庁は、これらについて何ら検討を行わず、また、前記（４）及び（５）のとおり、保護開始の後に、請求人の状況について嘱託医の意見を徴したうえで、保健所などの関係機関と連携し、請求人の病状や稼働能力についての判断を行うことも可能であったにもかかわらず、本件決定を行ったのであって、前記（１）から（５）に照らし、検討が不十分であり不当であるといわざるを得ない。

したがって、本件決定については、不当な処分として取り消されるべきである。

以上の理由により、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）附則第３条の規定により、なお従前の例によることとされた旧行政不服審査法第４０条第３項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成２９年３月１０日

審査庁 大阪府知事 松井



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して３０日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して

30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)